

久喜市が管理する施設における受動喫煙防止対策の方針

令和2年3月5日 市長決裁

1 趣旨

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が公布され、地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めることが規定されたことから、久喜市が管理する施設での受動喫煙防止について基本的な方針を以下のとおり定める。

2 定義

次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) たばことは、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこ（加熱式たばこを含む。）をいう。
- (2) 受動喫煙とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (3) 第一種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令（平成14年政令第361号）で定めるもの
 - イ 市の庁舎（市がその事務を処理するために使用する施設に限る。）で別表第1に掲げるもの
- (4) 第二種施設とは、第一種施設以外の市管理施設で別表第2に掲げるものをいう。
- (5) 特定屋外喫煙場所とは、第一種施設にあっては屋外の一部の場所のうち、当該施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいい、第二種施設にあっては、第一種施設の特定屋外喫煙場所と同等の措置がとられた場所をいう。

3 受動喫煙の防止対策

- (1) 市管理施設における受動喫煙防止対策

市管理施設においては、第一種施設及び第二種施設のいずれにおいても、特定屋外喫煙場所として当該施設の管理権原者が指定した場所以外においては敷地内禁煙とする。

- (2) 利用者への周知

市は、この方針に基づいて実施される市管理施設の受動喫煙防止対策について、広報等を通じて市民に公表するものとする。また、当該施設の管理権原者は、利用者の理解を得るためにポスター及び標識の掲示等の必要な措置を講じるものとする。

4 施行期日

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第一種施設）

（令和8年8月1日修正）

久喜市役所	こどもむら学童クラブ sora-college
久喜市役所第二庁舎	しずか学童クラブ
菖蒲行政センター	風の子学童保育クラブ
※菖蒲コミュニティセンター含	東鷲宮学童クラブ
栗橋行政センター	鷲宮中央学童クラブ
鷲宮行政センター	桜田小学校学童クラブ
公文書館	鷲宮西学童クラブ
中央保健センター	児童センター
菖蒲保健センター	しょうぶ会館
栗橋保健センター	鷲宮児童館
鷲宮保健センター	久喜地域子育て支援センター（ぽかぽか）
ふれあいセンター久喜	栗橋地域子育て支援センター（くぷる）
中央幼稚園	※栗橋コミュニティセンター含
栗橋幼稚園	鷲宮地域子育て支援センター（すまいる）
さくら保育園	久喜小学校
すみれ保育園	太田小学校
ひまわり保育園	江面小学校
中央保育園	清久小学校
つばめクラブ	本町小学校
さくらっこクラブ	青葉小学校
たんぽぽクラブ	青毛小学校
あおばっこクラブ	久喜東小学校
あおげわくわくクラブ	久喜北小学校
北斗キッズクラブ	菖蒲小学校
久喜児童クラブ	小林小学校
江面児童クラブ	三箇小学校
清久もみじクラブ	栢間小学校
菖蒲東学童クラブ	菖蒲東小学校
小林・栢間学童クラブ	栗橋小学校
菖蒲学童クラブ	栗橋西小学校
三箇学童クラブ	栗橋南小学校
くりっ子放課後児童クラブ	桜田小学校
こどもむら学童クラブ en-college	砂原小学校

久喜中学校	東鷺宮小学校
久喜南中学校	栗橋西中学校
久喜東中学校	鷺宮中学校
太東中学校	鷺宮東中学校
菖蒲中学校	鷺宮西小中学校（義務教育学校）
栗橋東中学校	屋内型こどもの遊び場（あそびのにわ）

別表第2（第二種施設）

健康福祉センター（くりむ）	勤労福祉センター
けやきの木	労働会館（あやめ会館）
くりの木	花と香りのふれあいセンター
ゆう・あい	久喜中央コミュニティセンター
あゆみの郷	青葉コミュニティセンター
いちょうの木	清久コミュニティセンター
のぞみ園	久喜東コミュニティセンター
菖蒲老人福祉センター	森下コミュニティセンター
鷺宮福祉センター	栗橋中央コミュニティセンター
彩嘉園	鷺宮中央コミュニティセンター
偕楽荘	桜田コミュニティセンター
郷土資料館	久喜総合文化会館
中央図書館	菖蒲文化会館（アミーゴ）※菖蒲図書館含
鷺宮図書館	栗橋文化会館（イリス）※栗橋図書館含
毎日興業アリーナ 久喜	鷺宮東コミュニティセンター（さくら）
メインアリーナ（第一体育館）	鷺宮西コミュニティセンター（おおとり）
毎日興業アリーナ 久喜	東町集会所
サブアリーナ（第二体育館）	太田集会所
鷺宮プレイングMOP S（鷺宮体育センター）	本町集会所
菖蒲温水プール	栗原記念会館
栗橋B＆G海洋センター	花みずき会館
鷺宮温水プール	野久喜集会所
しみん農園久喜	学校給食センター
しみん農園菖蒲	

※第一種施設の中に第二種施設がある場合、第一種施設の方針を適用。

※第一種施設と第二種施設が併設している場合、入口等明確に分けられ、それぞれ独立していれば、それぞれの施設類型に応じた方針を適用。